

ISSN 1342-5269

昭和二十二年九月二十三日第三種郵便物認可
平成十三年三月十五日発行

中央 労働時報

第979号
臨時増刊

第55回全国労働委員会連絡協議会総会経過概要

財団法人

労委協会

第一議題

○パネルディスカッショーン

個別的労使紛争解決サービスのあり方について

(中央労働委員会提案)

○司会者	菅野 和夫 (中労委・公)
○パネラー	向坂 達也 (静岡・公)
	道幸 哲也 (北海道・公)
	水谷 研次 (東京・労)
	石田 喜昭 (鳥取・労)
	兵頭 傳 (東京・使)
	松本 秀正 (高知・使)

○菅野 それでは、ただいまから「個別的労使紛争解決サービスのあり方」をテーマとします。

として、パネルディスカッショーンを開催いたします。司会を務めます中労委公益委員たします。司会を務めます中労委公益委員の菅野です。司会進行につきましては、協力のほどをよろしくお願ひいたします。

初めてにパネラーの皆様をご紹介申し上げます。公益側は、静岡地労委の向坂達也会長と北海道地労委の道幸哲也委員です。労働者側は、東京地労委の水谷研次委員と鳥取地労委の石田喜昭委員です。使用者側は、東京地労委の兵頭傳委員と高知地労委の松本秀正委員です。

午前中の総会で報告されましたように、個別の労使紛争の増加傾向を背景に、全労委運営委員会に設けられた労働委員会制度のあり方に関する検討委員会が、個別的労使紛争に関する各地労委の積極的取組みを呼び掛け、全労委としてもこれを支援していくという報告をいたしました。この報告

については午前中の議論にもありましたように、地労委ごとの取組みといつても、実際にはできるのか、どんな形ができるのか、考えら

れるのか、どのような困難を克服しなければならないのか等の点があります。多くの取組みの工夫としてはどんなものが考えられます。司会進行につきましては、協力のほどをよろしくお願ひいたします。

最初にパネラーの皆様をご紹介申し上げます。公益側は、静岡地労委の向坂達也会長と北海道地労委の道幸哲也委員です。労働者側は、東京地労委の水谷研次委員と鳥取地労委の石田喜昭委員です。使用者側は、東京地労委の兵頭傳委員と高知地労委の松本秀正委員です。

もいくつかあると聞いております。

そこで、すでにご検討が進められている地労委のほうから、その経験をお話いただ

ります。

カッショーンが進められることを念願しております。

進め方は、具体的な取組みを始められた際には、どういった取組みが参考になるか分かりませんが、静岡地労委で今まで取り組んできた状況をご報告させていただきます。

ります。

静岡地労委および北海道地労委からそれぞれ一〇分ほど、その取組み状況等をご報告

ります。

てみた結果、県内にある中小企業労働相談所で年間扱っている相談件数が約一、三〇〇一、四〇〇件位です。その中で先ほど申し上げたような労使紛争的な解雇、賃金不払い、退職金の不払いなどと絡んでいる問題は、せいぜい七、八%、年間一〇〇件足らずです。個別の労働紛争の解決に取り組もうといつても法改正をせずにやつてこうということですから、あくまでも行政サービスの一環として従来行っている中小企業労働相談所の業務に附加して、ワシントップ・サービス的にその先を扱おう、それを補完していくことで考えておりますので、そういう行政サービス的な事柄として当たつていく以上、当事者双方が納得して、是非中に入つてやつてほしいという要望のあるものに限定せざるを得ないし、またそうなつてくると思います。そうすると、今までの予想で一〇〇件足らずぐらいになる数字の中で、申し出がある件数は年間三〇〇四〇件、このうち当事者双方が希望して簡易なあつせんという形で取り組める案件はさらに減少するであろうという見当です。

そういうつてきますと、静岡地労委で現在

取り扱っている件数は、審査事件が年間五六件、あつせん事件が年間一〇件前後です。六件、あつせん事件が年間一〇件前後ですので、そこにこの程度の簡易なあつせん事件が飛び込んでも、一五人いるメンバーが公労使三人ずつ組になつて五班体制でや

れば、一人当たりの取扱い件数もそう多いわけではないのでこなせそうだ。したがつて、現在の人材で、現在の事務局体制でそのまま行ける。外国人などの問題については通訳などの手立ては必要になるかもしれません、その程度であまり大きく組織的にどうこうしなくてもやれるのではないか。現実にやつてみて、えらく利用が多かつたりすれば、またそれは違う話になりますが、あくまでもまだ机の上の議論ではあります。そんな見通しの下に、中小企業労働相談所が扱つた相談のうち、あつせんを行なうことで問題が解決できそうなもので、しかも労使双方が希望するものに限つて、現在のあつせん員があつせんを実施するといふことで、是非中に入つてやつてほしいとううことで結論を出して、今日の会での皆で決議が出されると、明日起つたところ、「それなら行けるかもね」ということになります。

う労働委員会と中小企業労働相談所の連携案なら行けうだということで、小委員会で結論を出して総会に諮つたところ、「そ

れなら行けるかもね」ということになります。

総会でそのような結論を出したのは今年

の六月ぐらいの時点ですが、そのころにいろいろ周りから話が出てきております。今

の全労委総会に向けての労働委員会制度のあり方の検討の動きとか、労働省が検討している個別的労使紛争処理制度の構想の

問題とか、民主党の個別的労働関係調整法の法案の問題など、いろいろ動きが並行して出てきました。そちらの動きの中で、き

らが出てくると、静岡地労委で今やろうとされていることとどういう関係になるかを検討する必要があるし、場合によつては、いま、行政みたいなことで批判が出てこないかとか、いろいろな問題点を検討しなければならないだろう。

したがつて、やつてみようという方向付

けはしてみたいものの、周りの動きがある

ので、その辺はちょっと様子待ちにしよう

といつ付帯決議をくつ付けて、六月の時点

でそういう結論を出して、今日の会での皆

で決議がなされたわけではありませんが、

大体どの程度の相談案件が考えられるかとい

うことを、詳細な調査をしたわけではありませんが、いろいろ調査したところ、北海道は年間五、〇〇〇件の労働相談があつて、

ほんの一割があつせんに適する。実際にあつ

せんに来るかどうかは分かりませんが、労

働委員会が取り扱うのに適しているとい

うことを、詳しく述べました。五、〇〇〇件ですか

ら、五〇〇件ぐらいが具体的に対象になる

かなということになりました。

そのときの議論としては、調停までとい

う議論もありました。いまのところ、相談

はしないであつせんということが基本的な

立場になつて、総会で検討してきました。

ただ、今後の課題としては、あつせん以

外に調停・仲裁までを視野に入れるかとか、

具体的な出頭の問題等、いわば紛争解決の

幅な変動を来たさない範囲で可能なサービスを提供するという基本的な視点から、まず二つのことを決めました。一つは、労働相談とあつせんのうち、労働相談について

は、道の中小企業労働相談がありますから、そこに委ねる。原則そこで労働相談機能を果たして労働委員会では労働相談は受け持たない。

もう一つは、労働委員会は、いわゆる簡易なあつせんだけを行う。その際、労働相

談を経た事件についてあつせんを行う。大体どの程度の相談案件が考えられるかとい

うことを、詳しく述べました。五、〇〇〇件ですか

ら、五〇〇件ぐらいが具体的に対象になる

かなということになりました。

そのときの議論としては、調停までとい

う議論もありました。いまのところ、相談

はしないであつせんということが基本的な

立場になつて、総会で検討してきました。

ただ、今後の課題としては、あつせん以

外に調停・仲裁までを視野に入れるかとか、

具体的な出頭の問題等、いわば紛争解決の

幅な変動を来たさない範囲で可能なサービスを提供するという基本的な視点から、ま

ず二つのことを決めました。一つは、労働

相談とあつせんのうち、労働相談について

は、道の中小企業労働相談がありますから、

そこに委ねる。原則そこで労働相談機能を

果たして労働委員会では労働相談は受け持たない。

の法的根拠付けや条例制定が必要かどうかという問題、北海道の場合は非常に地域的に広いということで、あつせんを行う場合も全道的なあつせんを行うか、その場合に必要な予算、人数をどう考えるのか、等があります。

さらに労働相談のあり方について、それほど詳細な調査をしておりませんから、これからより本格的な調査をするというスケ

ンスで考えています。以上が北海道地労委における動きです。
今度は私の私的な見解で恐縮ですが、そ
の一連の検討でどこが問題だったか、むしろ今後どういう課題があるかということについて、三点にわたって指摘したいと思います。

一番目、これはいちばん決定的だと思
いますが、北海道地労委の場合は、いわゆる地労委主導型でこの問題を取り扱っています。この報告のスタンスは現行の労働相談体制が不十分だということが前提になつて
います。現行の労働相談体制というのは、北海道の他のセクションの仕事ですから、地労委がほかのセクションに対しても、「お宅のやっている仕事は十分ではない」というのを正面から議論するのは非常にやりにくい問題です。そういう意味では、地労委主導型で立案するのは非常に難しいのでは
ないか。むしろ道の全体的な立場からこの問題を議論しない限りは適切な議論が出来

ないのでないかと考えています。

二番目は、全労委の報告書はあつせんと地労委で考える場合に、報告書の中身は各と具体的なモデルみたいなものをいくつか出したほうが議論がしやすいと思います。地域による特殊性というのは、この種の問題はあまりないのではないかと思われますので、いくつかの選択モデルでもいいと思いますが、一定のモデルを打ち出したほうが、今後各地労委としては議論がしやすいのではないかという感じがしました。

三番目は、地労委が個別紛争処理をする前提是、労調法上の調整をしており、それ

で一定程度の成果を上げられていることが前提になつています。しかし、実際にそ

であるかどうか、特に調整について全体のノウハウとかどこに問題があるか、つまり、現行の労調法上の調整についての検討、チエックというのは、必ずしも十分ではありません。これは個別紛争処理をした場合でも、非常に大きな問題になると思います。つまり、調整についてのノウハウの共有とか、

北海道の他のセクションの仕事ですから、地労委がほかのセクションに対しても、「お宅のやっている仕事は十分ではない」というのを正面から議論するのは非常にやりにくい問題です。そういう意味では、地労委主導型で立案するのは非常に難しいのではないか。むしろ道の全体的な立場からこの問題を議論しない限りは適切な議論が出来

ま静岡地労委の向坂会長、北海道地労委の道幸委員から、それぞれの地労委の取組みの状況をお話いただきました。このご報告

に対しても、経営団体の皆さん、いわゆる日経連、あるいは連合、審議会というか検討委員会というか、労働省法案、予算についての論議も、消極的であつてもすでにされ

たします。

○石田

隣には労側の大都市東京の労側委員ですし、私はいちばん小さい鳥取県です。

○石田

最初に鳥取地労委の石田委員からお願

いです。最初に、この一年間、あり方検討委員会の委員の皆さん大変ご苦労され、報告がまとめられましたことに対する敬意を表しておきたいと存じます。

しかししながら、今日の午前中にも私どもが所属しております中国ブロックとしては、かなりのエネルギーを使って、この検討をさせていただいた次第です。結果はかなり困難性もありましたが、岡山地労委の献身的な努力によって、午前中、代表して岡山

次第です。

個別紛争処理については、「検討委員会報告」で共通認識でまとめられております。かと存じますが、是非本総会に参加いただきたいと、私もそのブロックの一員としてお願いしておきたいと思います。

さて、個別紛争処理の問題については、

内のある、法制化と予算という形が表明されていますし、すでにいろいろあった道幸委員から、それぞれの地労委の取組みの状況をお話いただきました。このご報告に対しても、経営団体の皆さん、いわゆる日経連、あるいは連合、審議会というか検討委員会というか、労働省法案、予算についての論議も、消極的であつてもすでにされ

ているというものが今日の状況です。

一二月中・下旬には来年度国家予算が決

定されるることは事実です。大変憂慮してい

ます。法制度についても、中労委の会長、あ

るいは運営委員会委員長には、大変ご多忙、

かなりのエネルギーを使って、この検討を

させました。結果はかなり困難性もありましたが、岡山地労委の献身的な努力によって、午前中、代表して岡山

次第です。

個別紛争処理については、「検討委員会報告」で共通認識でまとめられております。かと存じますが、是非本総会に参加いただきたいと、私もそのブロックの一員としてお願いしておきたいと思います。

さて、個別紛争処理の問題については、

として大変厳しい環境下に労働者は立たさ

れている。経営者もそうかと思います。こ

うした中で、やはり社会的なシステムとし

て組織されない未組織の労働者が残念なが

ら圧倒的に多いわけです。こういうグローバル化や規制緩和が超スピードで進む時代には、それと同時に、システムとして労働者の救済措置、駆込み寺的な解決システムを整えておくことが必要だらうと思つています。

くという形で進めてみたいと思ひますし、
とりあえず来年度は県の予算には、労働相
談事業に年数回地労委の委員も参加して、
その実態を知ろうとすることも正式ではあ
りませんが、内々話し合いを進めている次
第です。

次に、司法機関によらない紛争解決手段です。また利用者のアクセスをよくするため、紛争解決システムは、できるだけ間口を広げるべきであります。ただし、これは公正、かつ中立でなければならないことは言うまでもありません。

んとは相談、あつせんのレベルで解決して
いると言えます。したがって、相談、あつ
せんについては、間口を広げてさまざまな
機関が取り扱うこととし、調停や訴訟は司
法機関が取り扱うというのが有効であると
いうことです。また間口を広げるという点

午前中に報告がありましたように、もう遅きに失したという感じもしておりますが、是非法制化と同時に、片方では検討委員会報告でされている点は、行政のサービスシステムとして、本総会が終わつたら、先ほど報告がありましたようにいくつかの県段階では検討が進められ、具体化されつつあ

私どもの県は労働相談所の充実、強化と
いうことで、鳥取県は小さい県ですが、三
名の専任者を労働団体が推薦して配置し、
強化しているところです。第二のステージ
として、あつせんなどが出来るような形に
地労委でやつてていこうという考え方で、いま
進めていることも、報告申し上げて終わり

と司法機関との役割分担について申し上げます。司法機関以外の紛争解決手段は、情報提供および相談、あっせんを行うにとどめ、訴訟、仮処分などの判定的機能および調停的とはいえ、判定の要素を含む調停、仲裁は、司法機関が担当することを明確にすべきであります。

では、労働委員会において公平性、信頼性の確保を前提にして、公労使の調整委員を置いて相談、あっせんを受け付けることは検討に値するという考え方です。

るわけです。一方では総会が終わってから
というのが大半の地労委ではなかろうかと
思つてゐる次第です。ですから、法制化を
待つということで先送りではなく、法制化
を求めつつも、一方では行政のサービスシ
ステムとして、この「あり方検討委員会」
がまとめられた内容を、全地労委で実現を
目指して、本総会以降、三者が真剣な取組
みをしていかなければならぬいと思つてい
る次第です。

○菅野 ありがとうございます。それで
は高知地労委の松本委員、お願ひいたしま
す。

○松本 先ほど石田委員から、労働側から
個別的労使紛争について、基本的なお考え
が述べられましたので、私はまず日経連の
個別的労使紛争解決サービスについての考
え方を簡単にご紹介して、その後高知県地
労委が個別的労使紛争について、どういう

その理由としては、個別的労使紛争は主として権利義務をめぐる紛争であり、その処理に当たっては、権利義務関係の判定的処理、または判定的処理の結果の予測を前提にした調整的処理が望まれるからであり、例えは、解雇をめぐる紛争では、解雇が有効か無効かについて、判例等を基にした判定の予測を前提として、和解の話合いがなされることになるうと思います。この判定的機能は、基本的には司法機関に管轄

次に、高知県の地方労働委員会の現状と考え方について申し上げたいと存じます。高知県の地方労働委員会では、公労使の二者が、個別的労使紛争解決に積極的に取り組むべきだという意見で一致しております。しかしながら、まだ具体案を持つてゐるわけではなく、今日の段階では考え方を申し上げることにとどまることを二寸承いただきたいと存じます。

近年、個別的労使紛争が増加していること

私どもブロックでも、この総会が終わりましたら、できる限りブロック単位で事を進めたいという感じは持っていますが、なかなか難しい面もあるうかと思いますので、私が所属している鳥取県でもすでに内々で話を進めているところですが、労働相談所と連携して、労働相談所から送つていただき

考え方を持ち現状はどうであるかを「報告書」としていただきます。

まず、個別の労使紛争解決システムに対するニーズは、いわゆるワンストップサービスですが、このニーズはあらゆる苦情、紛争について相談に応じ、問題点や解決方法、機関等について情報を提供することで

が与えられているものであり、権利紛争の解決後、基本的には裁判所が担当すべきであるからです。

とに対して、これを公的機関により簡易な手続で迅速に解決し得る体制を整えること、我が国の社会の安定のために緊急な社会的要請となつております。そこで、個別の労使紛争処理の責任を担い得る公的機関としては、先ほども出ておりましたが、長年にわたる豊富な経験やノウハウ、あるいは、

は人的資源等を有し、二者構成という公平性が担保された労働委員会が適していると考へております。

このためには、相談、あるいはあつせんを担当する三者構成の調整委員を選ぶことが必要になるわけで、この調整委員は個別的労使紛争ですから、従来の集団的労使紛争とかなり性格を異にしますので、個別の労使問題にふさわしい人たちを選んで、調整委員候補者として委嘱して、必要に応じて事件処理をお願いするという方法を採ることが大事ではなかと思います。

地労委が扱うことによって、簡単な手続で、廉価で、迅速に解決できる利点があると考えるわけです。そこで当事者があくまでも黑白の決着と申しますか、判定的処理を望む場合は、司法機関に委ねなければなりませんが、今までの地労委の扱う段階で先程日経連のところで申し上げましたが、あつせんの段階でほとんどが解決している実態を見ますと、地労委でのあつせんばかり有効ではないかと思います。そのためあつせんの段階で最大の努力を払い、その結果当事者の合意が見い出され、円満に解決するということになりますと、当事者間に信頼が回復され、社会的安定にも寄与していくということになるわけで、大きな成果が得られるのではないかと思います。

先ほど静岡の公益委員の方からご発表があり、それに関しての私見ですが、現在、

高知県には労働相談機関として行政に三機関あります。これは労働政策課、中小企業事業本部、中小企業労務改善団体連合会ですが、これらの機関に持ちこまれる相談件数は年々増加しております。これから地労委が個別的労使紛争を取り扱うに際して、いまの状況では法制化、あるいは条例化がそう簡単ではないと認識しておりますので、現実的な対応として「要綱」でもって相談やあつせんを行うことができるのはないかと考えております。なお、これはさらに検討をするところだと思っております。また、地労委は県労働政策課との連携の強化を図り、場合によっては地労委の事務局の職員を知事部局職員と兼務させ、情報の提供や相談に応じることも考えいく必要があるのではないかと思います。

その結果、あつせんを行うことにより問題解決の可能性が高いと認められ、当事者双方が希望する事案については、地労委に送り、あつせん員によるあつせん手続を行なうものとする。これも一つの考え方ではなからうかと思っています。持ち時間がまいりますので、ひとまずここで切ります。

○菅野　どうもありがとうございました。

それでは次に東京地労委の水谷委員にお願いいたします。

○水谷　ご案内のとおり、東京都労委は全國で最も多い事件数を扱っており、今週の火曜日の総会時点で不当労働行為新規申立件数が今年度は一〇三件になり、相変わらず四〇〇件近い事件数を持っています。それがだけ持っていますと、労働委員会として名前を変えて、労政事務所も八事務所から退職金共済事業本部、中小企業労務改善団体連合会ですが、これらの機関に持ちこまれる相談件数は年々増加しております。このうち時間的・精神的余裕がないのが現状です。労側は「とにかく取り組もう」ということは実際に個別的労使紛争に取り組もうといで意思統一はしていますが、まだ使用者側、労側は「とにかく取り組もう」ということは実際に個別的労使紛争に取り組もうといで意思統一はしていますが、まだ使用者側、労側は「とにかく取り組もう」ということは実際に個別的労使紛争に取り組もうといで意思統一はしていますが、まだ使用者側、「これから労働行政は国でやるのだ」という方向性を示す中で、東京都自身の労働行政も後退の一途をたどるとしているという危機意識を非常に持っています。

今年二〇〇〇年は「地方分権元年」と呼ばれました。明治維新、戦後改革に次ぐ第三次の改革ということで、とにかく国と「対等の関係」になつたはずです。例えば、地方自治法も改正されて、第一条で「国は國家存立にかかる事務や全国的な視点で行なしておりますが、ワントピントサービス的な要素を持ち、個別的労使紛争に対処している東京の労働行政の現状があります。

先ほど北海道と静岡の話を伺いましたが、これまでもほとんど連携はなく、現在も未だ何も進んでおりません。この二つが有機的に結合されれば個別的労使紛争解決に十分貢献できるのではないだろうかという意欲は労働側としては持っていますが、まだその具体的検討に至つていません。

是非とも北海道と静岡からお話を伺いたいのですが、東京の労働行政としていちばん困っているのは、職業安定行政を国に持っていく、いわゆる国一元化の中で、労働行政がどんどん後退していくことです。具体

静岡県や北海道の中でもどういう議論がされているのかお教えください。東京都の労働

審議会の中でも、なかなかそういう議論にはなりにくい現状もありますので、もしも意見がありましたらお伺いしたいと思いま

す。

○菅野 それでは、最後になりましたが、東京地労委の兵頭委員にお願いいたします。○兵頭 お手元に配られている資料を見ましても、東京都の労政事務所にかかる相談件数は、非常に数が増えてきています。都の労働委員会に持ち込まれている事件でも、本来は個別事件でありながら、集団的な労使紛争という形をとつて係属する事件が、これも増えてきています。

そういう意味で個別紛争事件というのは、かなり年々増えているという状況の中で、しかも、かなり件数が多く、かつ、複雑化している。そういう中で労働委員会に現在籍を置く者として、これらの個別事件の処理に無関心であつていいのか、という問を自らに課しながら、東京都の使用者側委員会でいろいろ考へているところですが、結局、いま都の労働委員会の委員をしていれば、労働問題に关心を持つべきです。そうすれば個別事件について知らない顔はできないだろう。労働委員会の機能を十分活用して、個別事件も同時に労働委員会が扱うようになることが出来るのであれば、社会的責任を果たす意味においても必要なことではないだろうか。そういう方向でものの考え方を進めていくわけです。そして、私

は小委員会での考え方を反映するように

は努力しているわけです。したがつて、労働委員会で個別事件を扱うことについては、

極めて積極的な論者の一人です。

そうは言ひながら、これまでの労働委員会で個別事件を扱う理由は、「これまでの労働委員会制度が五〇年の歴史を持つていて、その五〇年の歴史の中で労働紛争を解決するノウハウが蓄積されている。そ

の蓄積されたノウハウを利用しない手はないのではないか」などという論議が行われましたし、「公労使という経験者もいるではないか」という主張、あるいは「あつせん、いか」という主張、あるいは「あつせん、いかにも」などといふ主張も行なわれました。それらが山のようにと言えば言い過ぎかもしれないが、現在の一三名ずつの委員の手

で調停等、調整事件として多くの事件を解決しているという過去の実績がものを言うのだ」という主張も行なわれますし、いかにも個別の労使紛争事件、あるいは集団労使紛争事件と見て、集団と個別だけが違つて、消極的にならざるを得ない。したがつて、上個別事件を、いまの労働委員会の中に持ち込んでくることについては、どうしても

ではないかという主張が行なわれるわけですが、作つていこうとしている状況にあるならば、この点について、私は非常に危惧を持つております。

と言ひますのは、集団的な労使関係が求められるものは労使の対等性ですし、個別事件の求めるものは個人と個人の間、雇主と雇いのではなく、労使の間の人間的な信頼関係、雇用契約を継続するのに必要な最小限度の信頼関係を回復するということが求められてお

るという、東京都がいま探つてある方向はそれで正直いのではなかろうかと思つていい

ことが一つです。あとで別の所で意見を申します。

○菅野 ありがとうございます。ただいまパネラーの方々からひと通りご報告、ご意見をいただきました。ご意見の内容は個別労使紛争に対し、労働委員会がそもそも取り組むべきなのかということに関する基本的な考え方を述べられ、積極、あるいはそうではないという観点も含めて述べられました。それはそれとして、今日のパ

東京都においては、先ほど水谷委員が言われましたあつせん事件、あるいは審査事務は大胆にえていくという決断が必要なのではないか」と思つています。

東京都においては、先ほど水谷委員が言われましたあつせん事件、あるいは審査事務等が山のようにと言えば言い過ぎかもしれないが、現在の一三名ずつの委員の手で余るほどの数が来ており、毎日事件に取り組んでいるような状況のもとで、これ以上個別事件を、いまの労働委員会の中に持ち込んでくることについては、どうしても上個別事件を、いまの労働委員会の中に持ち込んでくることについては、どうしても

り組んでいるようだ。したがつて、上個別事件を、いまの労働委員会の中に持ち込んでくることについては、どうしても

り組んでいるようだ。したがつて、上個別事件を、いまの労働委員会の中に持ち込んでくることについては、どうしても

の困難はどういうもので、それをどのように克服していくのかということについての意見を発展させたいと思うのですが、いくにはどのような工夫、取組みがあり得るのか。実際に、何ができるのか。その場合の困難はどういうもので、それをどのように克服していくのかということについての意見を發展させたいと思うのですが、いくにはどのような工夫、取組みがあり得るのか。実際に、何ができるのか。その場合の困難はどういうもので、それをどのように克服していくのかということについての意見を發展させたいと思うのですが、いくにはどのような工夫、取組みがあり得るのか。実際に、何ができるのか。その場合の困難はどういうもので、それをどのように克服していくのかということについての意見を發展させたいと思うのですが、いくにはどのような工夫、取組みがあり得るのか。実際に、何ができるのか。その場合の困難はどういうもので、それをどのように克服していくのか

りない、というので、述べ足りなかつた点もありましようし、質問も出でおりますので、そういうことを考えて、また第二ラウンドをしていただきたいと思います。

私としては大きく分ければ、地労委が一つの取組みをしていく場合には、第一に、提供するサービスの内容をどうするかという問題。第二には、人材の確保等の組織体制の整備、予算措置などの問題。その中で都道府県の他の行政機関、相談機関との連携をどう図っていくのかという問題。第三は、中労委や全労委協議会としての支援について、どのようなご意見、ご要望があるかという論点があろうかと思ひます。最後の全労委協議会への要望としては、モデルを作つたほうがいいというご意見も出されたわけです。

れてしまい、國も地方も財政が大変な状況のときに、屋上屋を重ねてやることはないとお任せしようという知事さん、首長さんが多いのではなかろうかという感じもしております、そこのジレンマというか、危惧を抱きながら苦悩しているところです。

各県が置かれている状況にはずいぶん違った方向で」ということはまとまりにくいと思いますが、それぞれの地労委で創意工夫をされて知事部局と密接な連携をとつていただけば、それなりのことは出来るのではないかと思つております。

最終的には早期に法律制定をして、全国一律に同じ制度でということも忘れてはならない、社会システムとして設けるべきでこの臨時国会で法案制定をということで目標に掲げて取り組んでおりますが、いろいろな国会情勢の中で臨時国会ではちょっと無理かと。廃案になつたらどうしようもありませんので、出したからには通したいといふ立場に立っていますので、残念ながら、今臨時国会では無理という状況に、今日日行政サービスとしては、「あり方検討委員会報告」に基づいて、早急に手をこまね

くことなく、出来る所から始めてきて、大変困つておられる中小企業で働く労働者の皆さんのが済をとるということが、いま私どもに与えられた大きな使命だらうと思つてゐる次第です。

○菅野 ありがとうございました。それで、松本委員お願ひいたします。

○松本 私も労働省の地方の労働局を活用する案の動きについて、非常に大きな関心を持つてゐるわけですが、先だつても高知の労働局長が私のほうに見えて、労働省の案についていろいろヒアリングされました。私はもちろん反対したわけですが、局長は「見切り発車をしない」と言つていましたが、平成一三年度の予算化、あるいは法案を出してくる動きがあつて、この問題は非常に大きな関心を持つて見ていかなければいけないと思います。

先ほど高知の地労委が、個別紛争を積極的に取り上げるべきだという考え方の一つには、確かに今までの集団労使紛争と、今度の個別紛争とは質的な違いがあります。それで、この臨時国会で法案制定をということで目標に掲げて取り組んでおりますが、いろいろな国会情勢の中で臨時国会ではちょっと無理かと。廃案になつたらどうしようもありませんので、出したからには通したいといふ立場に立っていますので、残念ながら、今臨時国会では無理という状況に、今日日行政サービスとしては、「あり方検討委員会報告」に基づいて、早急に手をこまねかと思ひます。

ここで関係者、専門家の先生方といろいろ意見交換をした中で出てくるのは、将来については分かりませんが、現在高知県の簡易裁判所の状況だと労使紛争を扱うについても、非常に問題点があると言うのです。人は、非常に問題点があると言つています。裁判所の構成の面からもあるし、それに対応できるのは難しいのではないかと言つております。

○菅野 ありがとうございます。そこで関係者、専門家の先生方といろいろ意見交換をした中で出てくるのは、将来についても、非常に問題点があると言つています。

それでは、何に対するすぐれているかと申しますと、例えば、簡易裁判所の民事調停です。これは中央と地方とではかなり事務は、当検討会議の最終報告に重大な関心を持っています。

○菅野 それでは、東京地労委の水谷委員にお願いいたします。

○水谷 先ほどの兵頭委員のお話もその通りなのですが、とにかく労使関係自身が変わつてきているわけです。戦後、日本の労使紛争はよく「存じのよう」に、長期雇用の雇用安定型社会というシステムで、憲法二八条もそうなのです。これが大きく有効的に作用してきました。ところが、これがいま大きく変わりつつあるということです。

○水谷 先ほど高労委員会の運営は、内における労使自治が一つの原則で、労使相談件数が非常に多くなっています。これから労使委員会はそういうた諸機関との連携をとりながらやっていくことが大切ではないかと思います。

○水谷 先ほども出ておりましたように、労働省の判断は、労働者の就労の問題、労働条件化しました。今度は地方の知事部局が条例化、あるいは規則化することは、ほとんど難しくなつていくと思います。そういう意味で労働省の案に対して、われわれは何かこれに代わるもの早くまとめる必要があります。中央ではいま公労使各五人か。雇用システムの大きな変化の中で、労

労働組合としても労使関係自体をどのように変えていかなければいけないか、あるいは行政のシステムとして変えていかなければいけないかという問題だらうと思います。

て、別に労働委員会でなければいけないと
いう理由はないと思います。労働省が地方
労働局を作つて、そこでサービスを提供す
るのなら、そのサービスが有効に働けばそ

日毎日機械をつかつて、油にまみれている経営者が、中小企業の親父さんが、自分の所で作業員として使つてゐる労働者との間で、いろいろ労働条件についてのいざこざ

の違いが出てくるのだろうと思ひます。私も二〇年労働委員会の委員をやつておられますし、労働委員会にお世話になつたことを含めれば五〇年労働委員会にはかかわつ

最近、労働相談で、ものすごくメンタルヘルス的な相談が増えています。個別労務管理、労働者犠牲と、いうこの世紀末の風潮

れでよし、いまの労働委員会でそういうサービスを提供し始めて、それを労働者なり、親父さんが喜んで、そのサービスを享受す

が起きた。これをどうしようかというと、さくら、目の前に現れた相談を受けにきたに相談に来るような状況を予想するわけで

てきておりますが、この労働委員会にかかるわってきたノウハウが、個別事件を扱うことなど一体どれだけ役に立つのかと考えてお

の中で、それだけ本当に抑圧され、むしろまれている労働者がたくさんいる時代です。問題はそういう現実をどこで変えなければいけないのかという問題です。個別的労使

るのならそれでもよし、あるいは労政事務所もよし、弁護士会がそういうことを提供するのならそれでもよし、いろいろなサービスを提供する方法なり交易所が重複してあつ

人は、作業服を着ている人たち同士が下駄を履いてきているという状況の中でそれをどう受け止めるかという問題であろう。いまの我々の労働委員会は、半蔵に

ると、全くお寒い話でして、コンサルティング的な機能を持つた人をどう選ぶのか、あるいはいまの労働委員会の委員を推薦する。

紛争というのは、実は結果に対する対処なのです。問題はそういう労働者がなぜ生まれているのかという原因を是非とも突き止めていただきたい。本来、労働省はそこに迫つてほしい。結果については身近な行政である地方自治体が労働委員会を含めて対処しますから、労働省は労働者を苦しめない施策を作る仕事こそすべきだうと、つくづく思つております。

て、それをどういう親父さんが、あるいはどういう労働者がどれを選ぶか、どれを選ぶのがいちばん好ましいのかは、その人たちが決めてくれるということでおいいのではないかと思いますので、私は労政局と競争して、いまの労働委員会のあり方を考える必要は少しもないと思つています。それと別にどうすれば労働委員会が独自に個別労働紛争の解決に役立つうののかを考える

世界に住んでいる人たちが、理屈の世界の中いろいろ論議をしている。しかし、いま個別事件が扱おうとしているのは、そういう理屈の世界ではなく、実務の世界といふか、実益の世界といふか、目の前で起きている紛争をどう解決していくかという観

○菅野 ありがとうございます。これで
第二ラウンドを終えることができました。
事件を扱う場合のあり方は確立されていか
なければならぬのではないか、と思つて
おります。

的な機能を持つた人を選ぶ機関、推薦する
機関をどうするのかなども含めて、
いまの労働委員会のあり方とは基本的に違つ
た角度から、一度検討してみた上で、個別
な機関ではなく、二三のサルディング

○菅野 それでは、最後になつて恐縮ですが、兵頭委員にお願いいたします。

のが、いまの我々の立場ではないかと思ひます。

点から、実際に心の中に動いているものを正しく述べて、それにどう正し

パネラーの方々のご協力で予定どおりにスマートにパネルディスカッションが進んで

○兵頭 先ほど来、労働省の労政局の話が出てるようですが、私は現実に発生している、あるいは悩んでおられる中小企業の親父（雇主）さんたち、あるいはそこの個々の労働者たち、被雇用者たちの悩みをどういう形で解決することに役立つサービスを提供していくかという観点から見て、それには役立つものであれば何でもいいのであつ

二つ目は、私の冒頭の意見の中で、集団的労使関係を扱ってきたがゆえに、労働委員会には労使紛争を解決するノウハウが蓄積されている、あるいはそういう人材が育っているということを前提として、新しい制度を考えるのは間違いではないかと言いましたが、それを少し具体的に言うならば、いま我々が予想している事件は、実際に毎

く対応して、双方の気持の中にあるわだかまりも含めて、どう解決するかという問題です。それは労働委員会が一つの事件を解決するのに、五カ月も一年もかかるという状況ではなく、一日や二日の単位で考えるべき紛争解決の問題ですから、このような現象面に現れたところから見ても、本質的な違いがどこかにあるからこそ、これだけ

おります。この辺で会場からのご発言をお願いしたいと思います。

なるのかを考えた場合、立法化とともに現行の地方自治法の範囲での実施をも視野に入れて、事にあたるべきです。

さて、私は地労委が個別紛争を扱う場合、地方自治法上諸問題がパネラーの「指摘のようにあるにしても、各地労委が形を変えた個別紛争をすでに扱つており、かつ、三

組織で、約二三〇件が見込まれると回答がありました。実際の労働組合の労働相談からも潜在的ニーズが多いことが裏付けられました。また、組合に縁遠い人たちとひとつて相談から解決までワンストップサービスで行動してくれる労働組合の対応ほどありません。

者構成の有効性も鑑みて、地労委が積極的に個別的労使紛争解決サービスを取り扱うこととに賛成の立場で、北海道の労働相談の現状報告と意見を申し上げさせていただきます。

また、地方労働局が個別紛争を取り扱う構想を明らかにしています。窓口が広がることには必ずしも反対の立場ではあります。が、権利紛争はともかく、経済紛争については過去の監督署等の対応から大きな疑問を持つておられるところであります。

さて、北海道では知事部局の中小企業労働相談所で五、一三七件、労働団体で二、〇九三件、経済団体で二、二三三件で合計九、四五三件の労働相談を受けています。この三者だけで年間一万人が相談に来て、いることになります。

特に、労働団体においては、連合北海道と連合加盟の合同労組三単組のみの統計です。私自身、各労働組合の担当者と面談をし、「もし地労委が個別労使紛争を取り扱うこととなつた場合、対象となりうる事件」を推測してもらいました。すると組合の四

故に、パートユニオンが結成され、各地労委に個別労使紛争の事件を申し立ててい

また、今回のパネルと直接関係ありませんが、今年三月、最高裁が「電通訴訟」で

る合同労組中心の全国コミュニティーエニオン・ネットワークが一一年前から誕生し、その数も七〇組織、一万四、〇〇〇人に成長したのは、そこに労働者の切実なニーズ

の過労自殺をめぐり「会社は社員が過労で心身の健康を損なわないようにする注意義務がある」という判断を示しました。地労委が個別紛争解決のノウハウがあることは

があり、そしてそこでしか受け入れられなかつたからではないでしょうか。連合も現在は地域ユニオンを立ち上げ、個人相談の窓口となり、個別紛争の解決に実績を上げています。連合札幌地区ユニオンも担当者

認めますが、職場環境は今大きく変化しています。ノウハウは今までのノウハウであります。どうやって個別紛争の取り扱いを具体化していくのかにおいて、北海道地労委でも実

は年間二〇〇人の相談者と面接相談をして、一人につき三回面接をこなしています。地区ユニオンを例に出しましたが、個別紛争を扱う組合にとって、その件数は量質とも限界になっています。

効性確保、あるいは法的根拠付け、条例制定の要否など検討課題は山積しています。また今回のパネルディスカッションを参考にし、労働省の「労働局活用法案」、民主党の「地労委活用法案」等の国の動向を見極めながら、実施システム構築に取り組

を変えて地労委に申し立てる案件は、審問にも耐え得ることができる、選りすぐつた事件しか申立てをしていないと説明を受けました。組合と使用者の集団的労使関係の中で解決されることを期待している労働法制にとって、未組織労働者は、まさに法の

んでいかなければなりません。しかし冒頭に述べた膨大な数の相談者が物語ついてるよう、事は切迫しているのであります。

期待の場外に置かれています。しかし、労組法第一条は、「労働者が使用者との交渉において対等の立場に立つことを促進する」と規定します。この労働行政の基本的立場を踏まえ、未組織労働者へ個人紛争解決のサービスを提供することは、労働行政の責

ではなりません。地労委が自治事務に移行したことによって、地方の事情に応えて多様な形態の個別紛争解決システムが可能となつたこの機会をチャンスと捉えるべきです。

地方自治法の積極的解釈により、三者構成で当面はあっせんだけでも、まずは実施していくことが肝要です。ニーズがあるから商品を作るのも結構ですが、使い勝手が良いサービスの提供さえあれば、ユーモアはおのずから利用してくれるものであり、地方労働委員会はそれに充分対応できるのであります。迅速な検討から早期実施に向け行動を起こそう。そして長野県知事風に表現すれば、「しなやかな汗をかこうではないか」と各地労委にエールを送つて発言を終えます。

をしていきたいと考えているところであります。したがつて、これから私が申し上げることは、一部先ほど来のパネラーの皆さんのご意見と重複するところもありますが、秋田県地労委全体としての意見ではなく、私個人の考え方でありますので、その点は了承願いたいと思います。

まず、地方労働委員会が個別の労使紛争を取り扱うかどうかについては、公労使三者構成の五〇年にわたる経験の蓄積を活かすためにも、地労委が取り扱うべきであると考えています。秋田県のような所では、労使紛争を解決したノウハウを持つているのは地労委しかございません。この歴史ある伝統を活かしていく」とこそ大事であると考えます。

○菅野 ありがとうございました。それで
は、ほかの方はいかがでしようか。
○伊勢（秋田・公） 貴重な時間をいただき、議題に関して若干意見を述べさせていただきたいと思います。まずこの度、「労働委員会制度のあり方に関する検討委員会報告」がとりまとめられたことに対し、とりまとめの労に当たられた全労委運営委員会の委員の皆様をはじめ、関係各位の皆様のご尽力には深く敬意と感謝を申し上げ

第二は、地労委において提供するサービスの内容としては、相談およびあっせんに限定して行うこととすべきではないかと思ひます。その際にはイギリスのアーカス、助言・あっせん・仲裁委員会がモデルケースとして参考になると思います。私も十数年前に視察団の一人としてイギリスのアーカス

カスの視察に行きましたが、非常な感銘を受けてまいりました。ご承知のように、アーカスでは簡便・迅速・安い費用をモットーとして、年間約一〇万件の事件中、七〇%を和解・取下で、二、三ヶ月の短期間で解決しております。新しい個別の労使紛争解決システムとしては、これを大いに見習るべきではないかと思います。

以上のよが下にかづのすぐれた点を活かしながら、具体的には秋田県の場合、各地方に地労委の支部を数ヵ所設置し、いわゆる敷居の低い相談しやすい組織体制を作りたいものと思っています。その支部で個別的労使紛争解決に当たる委員を、公労使三者構成としてあつせん員のように候補者として選出し、公益委員には地元の弁護士を中心して学識経験者を選出して、労使の委員ともども案件が生じたときに委員を召集する形でもよいのではないかと思います。

いずれにしても経済的、かつスピードイーに沿った組織づくりをしなければならないと考へております。

また個別の労使紛争解決システムについては、各地労委で決定していくことになるわけですが、条例整備をはじめ、処理方法について、できるだけ統一化を図っていく必要があるのではないかと考えます。さらには地方労働委員会では、個別の労使紛争解決サービスの一環として、相談業務を行うこととした場合、現在、労働相談は秋田県の場合、県の労政主管課で行われている関係から、知事部局との調整が必要になると思われます。

これらのことと勘案すれば、本県では個別的労使紛争解決サービスシステムを、直ちに実施することは現状ではなかなか難しく、十分検討の上、立ち上げたいものと思います。なお、これらの課題についております。なお、これらの課題については秋田県として対応すべきものもあるわけですが、本県だけでは解決できないものもあります。

研修を全労委、または中労委で行うなど、
広範なバックアップをお願いしたいと思いま
す。

実です。

二点目としては、北方労働局との連携による実現的には重要な定期的な連絡会議の開催等積極的な情報交換が行えるよう、国に対しても要請していくべきだというふうに考えております。

うのでは
九ぐらい
思います
なぜそ
述べてい
ですが
も妥当な
のですが
助言、指
下に労働

○三木(石川・公) 矛衝省の労働局長の立場で、紛争解決援助制度を活用するという問題との関連で、私の意見を述べたいと思います。実は、私は紛争解決援助制度が滑り出したところから学識経験者という立場のようですが、參與員としてかかわってきて、実情についてよく知る一人なので、労働局長の解決援助制度の内側から見たものの見方とての意見を述べておいたほうがいいのではないかと思います。

制度が率の高いところにじるといふ場へいるときは、それをもつたす。それ

解決援助制度は、現在有効に機能していると私は見てています。どういう手立てで労働省へ相談を持ち込まれるのか、その辺りがよく分からぬのですが、とにかくいろいろな方面から個人的な労使紛争が労働省の地方の部局を持ち込まれるというのは事

員として
労基法連
という問
いまの
は、こ
いるか

で私がいちばん述べたいのは、解決効率に解決した割合が驚くほど高いとこです。一割、二割が解決しているといふ助言、指導すると解決しているといふ。ここに問題があると思うのです。そうなるか。参与員が妥当な意見をいるからだと一応自負はしているのそれは地労委の命令を書くときでな解決策を示していると思つてゐるが、解決率は大変低い。労働局長の指導が解決率が高いというのは、傘労働基準監督署、労働基準法違反を強権限を持つて取り締まるという権限に機関があるからだと私は見ていてただけに参与員としての意見を述べる。労働基準法に明らかに違反して各には、いまだも労働基準法を踏みひどい使用者がいることは事実なのそういう事案については有効な解決い相談、助言、指導を中心とした解決めることとは、私はいいと思ひます。そういう面に限つていえば、参与員がやりがいはある、ただ、明らかに違反とは言えない事例をどうするか問題がどうしても残ります。

な権限をも
示すべき
でもらう、
として意
見ると
裁判所は
はつきり
では扱
う。例え
ることも
いぢばん
している
ます。

持つ機関が助言、指導する、そ
うべきだという意見を述べること
のですが、それでいいのか。強
い所から指示されても、
持つ機関が助言、指導する、そ
うべきだという意見を述べること
の問題があると思います。参与
見を述べるときに、これは明ら
かに解雇権濫用の主張だが、事
実、必ずしもそうは言えない、こ
れに行つてもらう。そういう場合
と司法審査に馴染む案件として
わないので、その意見を述べられま
で公正な機関が関与して調整す
るは結構あるのです。そういうと
ういう解決の努力を尽くすこ
とで、労使紛争にとって大事ではないか、
それは現代の労使紛争解決に関与
してはいかがかと、常に思つてい
ます。

は「職責、職権がないからお受
け」と言つしかねないという考え
、そうすると、午前中の中国ブ
ー山県の会長の意見などのように
真正面から個別的労使紛争の解
るべき組織として法律で権限を
を整備すべきだということにも
ますし、国会の法律で決めなく
の条例で地方自治事務の一環と
ることになつても、これまた条
見は確かに正論だと思いますが
いといかんともし難い。だから
〇年河清を待つようなことにな
に。私の受止め方では、検討小
機関を参与員の立場で指示でき
、一〇年経つても相変わらず調
べべきではないか。行政に対し
がない、これまで開発したこと
については、なかなか腰が重い
、然るべき機関が検討結果とし
示す。それは選択的なモデルで
いいと私は思うのですが、各
いうのであれば、モデルを示す
います。国会の立法で行くとい

持せ込
けでき
なので
ロック
、地労
決の機
与え、
なると
ても、
して整
例がで
私は
らない
委員会
、その
二年、
整のた
ない状
あれば、
モデル
ことは、
がない
がない
と思う
てモデ
あつた
案例に待
べきだ
うので

あれば、労働省、労働大臣に働きかける。そのためにも具体的な案を示していく。そういうことでなければ、労働局の紛争解決援助制度が実績を伴つて、どんどん展開していく。そこには危さも潜むという片寄った選択でなく、間口をもつと広げるためにも、もう少し考えてみるべき点があると思います。

○菅野 そのほかご発言ありますでしょうか。先ほどのようなご意見の中であまり出てこなかつたのが、いま会場で秋田地労委の会長、石川地労委の公益委員の方からご指摘の、中労委として、あるいは全労委としての何をすべきかという、私の申し上げた第三の点について、もしご意見があればどちらでもお聞きしたいと思います。

○向坂 先ほど静岡の取組みを申し上げましたが、静岡の場合は非常に間口の狭い中小企業労働相談所を通ってきた相談の中で、解決のできそうなものについてのみという限定で実施していくことですから、要綱、その他でやっていくこと可能であると申し上げているわけですが、それでも今日の雰囲気を見ていくと、全国で個別的労使紛争の問題について様子見というか、まだ少し早すぎるのでないかななどということですので、先頭を切つて走るのはなかなか風当たりも強くて大変です。現実に静岡は走り出すかどうかまだはつ

きりしませんが、仮に走り出したときに、もしないようでしたら、パネラーの方で、職員の研修などについては、是非中労委、全労委が中心になつてそういう機会を積極的に設けていただければ有難いと思つてます。

先ほど二重行政の問題もありましたが、せんは県で、調停の分野は地方労働局辺りかなということでの、多少の棲み分けみたいなものは考えなくもないわけですが、その辺が果たして理論的にいいのかどうかといふ問題もありますので、そのような理論的な面も含めて、中央でいろいろな情報提供等をしていただければ有難いと思つています。

いて、各県地労委に連絡をいたぐると、各地方労働委員会の検討委員会の論議が一層進むわけですので、是非その点をご協力いただきたいということを、強くお願ひ申し上げておきたいと思います。

(松本和洋) 高知県の地方労働委員会の一員として兵庫県の労使相談センターにお邪魔して、いろいろ学習させてもらい、大変感銘を受けました。同センターはスタートして四年余り、五年近くになるようですが、いままでに約一、〇五〇件の相談件数があり、ここではワンストップサービス、情報提供、相談、あつせん等を行ない、大きな成果を上げております。兵庫県は歴史

的にも大きな学園紛争問題があつたようですが、その長い歴史の中で労使が互いに紛争を乗り越えて培ってきた信頼関係、実績というの是非常に貴重なものがあると思います。そういう歴史の背景があるからこそ、こういう立派な実績ができるのです。非常にうらやましく思いました。

いまのところは実現不可能だらうと思います。財政問題をとりましても連合と経営者協会とがそれぞれ負担し合っていますし、県もこれに支援をする。それから相談員も労働側から六人、使用者側から六人出して、いろいろなケースを扱つており、実績を作つておられます。とにかく理屈を言つよりも、できる所からやろうという姿勢に大いに学

先ほどから出でていますように、労働省の問題もありますが、法制化がなかなか難しい。それから条例化も、いま各地方が財政難で非常に苦しんでいるときですし、条例化もなかなかそう簡単にいかないと思います。それでは、どうしたらいいかというと、例えば当面は要綱でやつてみるとか、そのほかに方法がないかなど、労使が知恵を出し合つていけば、一つでも二つでも前進でききるのではないか。そこに一つの動きができれば、渦ができる、流れができるてくるのではないかと思います。ます出来る所からやっていくということが、いちばん大事なことではないかと思います。

趣旨でパネルディスカッションをさせていただきまして、パネラーの方、会場の方、それぞれに基本的なお考えはいろいろある中で、地労委として、あるいは全労委として何ができるかということについて、あるいはその課題、困難をどう克服するかということについて、貴重なご意見を頂戴することができました。私としては、全体として建設的な議論をしていただいたと思っており、大変ありがたく存じております。この辺で本パネルディスカッションを終了させていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

